



# 堰下地権者協議会通信

No. 7

平成29年12月

早いもので今年も締めくくりの時節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、JR東海より堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードの土地をお持ちの方を対象に借地契約の説明会が開催されました。

つきましては、説明内容を十分理解した上で、土地賃貸借契約書と農地転用申請書類の必要事項を記載して、12月25日（月）までに提出されますようご協力を宜しくお願いします。なお、借地契約の説明会を欠席された皆様は、JR東海職員が個別に訪問して説明を行いますので伺った際はご協力を宜しくお願いします。

また、建物をお持ちの方については、補償算定作業中ではありますが、少しでも早く交渉協議を行うことができますよう働きかけてまいりたいと思います。今後とも地権者協議会の皆様方のご理解、ご協力を宜しくお願いします。

堰下地権者協議会 会長 下岡 幸文

## —土地の跡利用等について村から説明のあった内容の要旨—

### ○土地賃貸借契約終了後の土地利用について

→ガイドウェイ製作・保管ヤードとして使用した後は、農地として現況復旧することは大変困難であることから、地権者の皆様から不安の声をお聞きしました。そのため村が主体となり、竜東地域の玄関口として跡地利用計画を作成していきます。

つきましては土地賃貸借契約終了後は、土地を村が買収させていただきます。

### ○土地賃貸借契約期間中の土地売却について

→土地の売買を希望される方は、村が買収させていただきます。

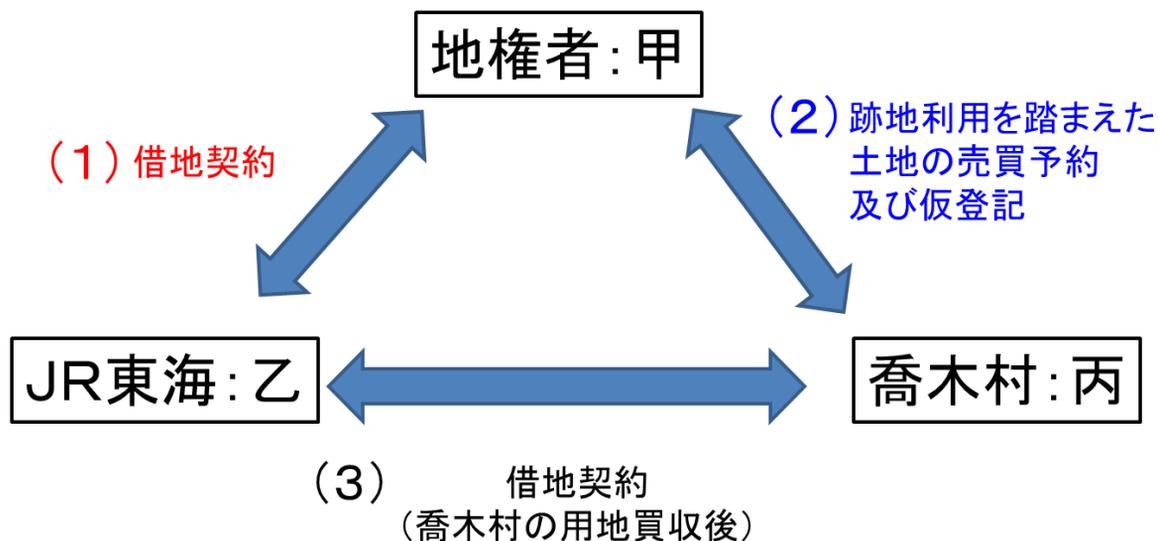
### ○土地賃貸借契約について

→地権者、JR東海、喬木村の三者契約をさせていただきます。

村の跡地利用計画の目途が立った時点で、土地を村へ売っていただく予約をさせていただきます。

# 土地賃貸借契約（3者契約）

○地権者、JR東海、喬木村による三者契約



## (2) 地権者と喬木村の契約について

□村が責任をもって堰下地区一帯を開発していくため

○土地の譲渡等の制限

借地契約締結後、**丙の跡地利用計画の目途が立ち次第、すみやかに**丙が甲から土地を買い受ける旨の土地売買予約契約を締結します。

その後、喬木村はお持ちの土地に対して、売買予約がされている旨を仮登記します。⇒第6条

ご不明な点等は、事務局(高速交通対策課)までお問い合わせください。

課長:井澤 広美 係長:瀧浪 勝幸

電話:0265-33-5140(直通) FAX:0265-33-4511

E-mail:kousoku@vill.takagi.nagano.jp